

[論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策]

ウ 時効中断効

ADR法第25条の時効の中断の規定に関し、認証ADR及び利用者が時効の点を気にすることなく安心して手続に関わることができるようにするための方策について、どのように考えるか。

- ・ 現行法上、時効中断効については、認証紛争解決手続における請求の時を基準として認められるものとされており（ADR法第25条1項）、請求の特定等との関係で、申立時には時効中断が認められない事案もあると考えられる。
- ・ ヒアリングにおいて、全ての事業者において、ADR法第25条の時効中断効の特例の利用状況につき、利用がないあるいは把握していないとの状況が紹介がされた。また、請求の特定の判断が難しく、時効中断の特例の適用要件が分かりにくい、時効中断効については、これを得るために主張書面等を書留郵便に付しており、通信費がかさんでいるなどの意見や指摘がある。このようなことから、時効中断効の基準時を、裁判所の調停と同様に認証ADRへの申立時とすることも考えられる。
- ・ 他方、裁判所における調停においては、当事者や申立ての趣旨及び紛争の要点又は申立ての理由を記載した申立書を裁判所に提出する必要がある（民事調停法第4条の2、家事事件手続法第255条参照）、申立書の提出により請求権の内容がある程度特定されるのに対し、ADRにおいては申立時における請求の内容の特定の程度は、各事業者に委ねられていることからすると、ADR申立時に当該請求権について時効中断効を生じさせるほどの権利の特定が制度的に担保されているかという問題もある。  
そこで、ADR法第25条の時効中断効の基準時について、どのように考えるか。

(注1)「訴えの提起があったものとみなす時点を『請求の時』としたのは、手続の種類によって実施の依頼の時点で請求の特定を要求しないものもあることが想定され、そのようなものを含めて『実施の依頼の時』とすることは、時効中断に関する規律としては適しないためである」(小林徹『司法制度改革概説7 裁判外紛争解決促進法』(2005年)131頁。ADR法の立案担当者の解説)

(参考) 仲裁法においても、時効中断効は請求時を基準として認められるものとされている(仲裁法第29条第2項)。

(参照条文)

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

(時効の中断)

第二十五条 認証紛争解決手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が当該認証紛争解決手続を終了した場合において、当該認証紛争解決手続の実施の依頼をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該認証紛争解決手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものとみなす。

2, 3 (略)

○ 民事調停法

(調停の申立て)

第四条の二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 申立ての趣旨及び紛争の要点

○ 家事事件手続法

(家事調停の申立て)

第二百五十五条 家事調停の申立ては、申立書（次項及び次条において「家事調停の申立書」という。）を家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 家事調停の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 申立ての趣旨及び理由

3 (以下略)

○民法

(時効の中断事由)

第四百七条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- 一 請求
- 二 差押え、仮差押え又は仮処分
- 三 承認

(和解及び調停の申立て)

第一百五十一条 和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しく

は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

（催告）

第一百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

## ○仲裁法

（仲裁手続の開始及び時効の中断）

第二十九条 仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事者が他方の当事者に対し、これを仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始する。

2 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。